

現状分析修正シート

第2節 生活環境 P15～24

2-1 水環境

(1) 河川の水質状況

	現行計画記載	委員から出された計画策定以降の変化、考慮すべき事項等	新計画原案(各担当課作成)
① 市民環境課	<p>○本市は上水道水源の約60%を千曲川の表流水に依存しているため、河川や湖沼の水質汚濁は重要な問題になります。生活様式の向上に伴う河川への排水の増加によって、一時期市内河川の水質が悪化する傾向がみられました。市では毎年、千曲川の4地点、市内中小河川の44地点、湖沼の6地点において水質調査測定を実施しています。</p>	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上水道水源は、平成14年に千曲川を脱却し全市清水化している。 (事務局)飯山市内の河川の水質状況は、千曲川は10年前に比べ水質が改善している。ただ、中小河川の中にはBOD値が高く水質汚濁が見られる河川も一部にはある。 (委員)例えば秋津の清川は、上流が斑尾から来ている。斑尾も以前は下水が完備されておらず、その当時に地面から浸透した水が20年後ぐらいに川へ流れ込む頃になると、もしかしたら水質が汚濁するのではないかと心配。そういったことも考えていく必要があるのではないかと。 (委員)下水道の普及はかなり進んできたが、依然広井川などの水質が汚れているということは、肥料など 	<p>○市では毎年、千曲川の4地点、市内中小河川の44地点、湖沼の6地点において水質調査測定を実施しています。河川や湖沼の水質汚濁防止は、水生生物の保護や、農業用水の確保にあたり、重要な問題になります。生活排水の河川流入によって、一時期、市内河川の水質が悪化する傾向がみられましたが、近年の下水道等普及により、これらが原因となる汚濁はほとんど見られなくなりました。しかし、農地を流れる中小河川の一部では、農薬等が原因と考えられる水質の汚濁が見られます。</p> <p>(委員)「…農薬等が原因と考えられる水質汚濁が見られます」とあるが、「肥料等」の方がよいのは。河川のBODが高くなるのは富栄養ということ</p>

		<p>の影響もあるのでは。</p> <p>(事務局) 中小河川の汚濁の原因に肥料は考えられると思います。</p> <p>(委員) 下水道の整備など行政で行うこともあるが、余分な農薬を使わない、化学合成洗剤を使わないなど市民ができる取り組みもあるのではないかと思います。</p>	<p>は富栄養が原因ではないかと思われますので。</p> <p>(委員) 「農薬等が原因」「肥料等が原因」という記述にはひっかかるものがある。洗剤等の流出も減少していると思うが、農協としては〇〇入り肥料は使わないように指導をしており、水質を汚濁するほどの量は河川に入っていないと思う。実際の計測データがないのなら掲載しないほうがいいのでは。</p> <p>(委員) BODが高いというのは富栄養と直結していると思うので、「富栄養に起因すると思われる汚濁が見られる」程度にしておけばどうか。</p> <p>(委員) 農薬や肥料など具体的に原因ということで書いてしまうと問題はあると思う。</p> <p>(委員) 実際にBODは高いのか。</p> <p>(事務局) 高い。</p> <p>(委員) BODが高い、汚濁しているという事実だけをきさいすればどうか。理由はわからないと思うので。</p> <p>(委員一同) 了承。</p> <p>(委員) 最近除草剤の使用が多いと思うが、影響は。</p> <p>(委員) 農地に使うものはすべてチェックした中で使</p>
--	--	--	--

			<p>っていいものを確認しているが、成分は同じでも有効期限切れで「非農耕地用」として量販店に出ているものは農協では感知できない。ただ除草剤で粒剤でなければ、水和剤でしたら土についたものは効力がなくなってしまう。</p> <p>(委員)西回り線沿いの歩道に除草剤みたいなものを車でまいているが、なにをまいているかご存知か。</p> <p>(事務局)当課では把握していないので、確認する。</p>
--	--	--	--

<p>② 市民環境課</p>	<p>○本市を含む千曲川下流(上田市大屋橋から県境まで)は、環境基準のA類型に指定されておりBODの基準値が2mg/L以下に定められています。千曲川の測定地点におけるBODの値は、平成元年までは2.0～2.6mg/Lでしたが、平成2年度以降急激に上昇した後、平成10年度以降、減少してきています。</p>	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に調査した千曲川のBOD値は、1.3～1.5という結果になり、水質改善が見られる。 	<p>○本市を含む千曲川下流(上田市大屋橋から県境まで)は、環境基準のA類型に指定されておりBODの基準値が2mg/L以下に定められています。千曲川の測定地点におけるBODの値は、平成元年までは2.0～2.6mg/Lでしたが、平成2年度以降急激に上昇した後、平成10年度以降減少し、平成22年度は1.3～1.5mg/Lでした。</p> <p>(委員)「平成10年以降減少し…」とあるが、理由は何と考えられるか。</p> <p>(事務局)上流を含めた下水道等の普及が大きな原因として考えられる。</p> <p>(委員)旧豊田村の産廃処理場が以前問題となり、事業所が排水対策を施したが、それも原因か。</p> <p>(事務局)単純にそれが大きな要因となっているとはいえない。</p> <p>(委員)県のデータ等調べれば、下水道普及率等が原因となっているかわかるのでは。</p> <p>(事務局)流域の市町村の普及率を調べてみる。</p> <p>(委員)過去の経過はここまで詳細に載せなくても良いのでは。</p> <p>(会長)過去の数値が上下したことはここまで詳細には記載しないということでもいいですか。</p> <p>(委員一同)了承</p>
----------------	--	---	--

<p>③ 市民環境課</p>	<p>○上水道取水口地点のBOD値は平成2年度以降も大きな変化はなく、平成8年度以降は2mg/L以下で安定しています。</p>	<p>【事務局】 ・現在は、上水道取水は行っていないため、本項目は削除してよいと思われる。</p>	<p>(削除) (事務局)現在は上水道の取水は行っておらず、他の章で水道水源については話が詳細に出るので、この部分は削除とした。</p>
<p>④ 市民環境課</p>	<p>○市内を流れる中小河川等は、①市街地を流れるもの、②集落(村部)を流れるもの、③山間地を流れるものに区分されます。これらの河川等は、水量に変動があるため、流域周辺の環境によって水質に影響を受けやすい状況にあります。</p>		<p>○市内を流れる中小河川等は、①市街地を流れるもの、②集落(村部)を流れるもの、③山間地を流れるものに区分されます。これらの河川等は、水量に変動があるため、流域周辺の環境によって水質に影響を受けやすい状況にあります。</p>
<p>⑤ 市民環境課</p>	<p>○千曲川の水質は、平成2年度を境として悪化した後、大きく変動を繰り返しています。これは、千曲川に流入する河川の水質悪化による影響によるものと考えられ、特に、市街地を流れる中小河川等の水質汚濁は、千曲川の水質汚濁の原因にもなっていると考えられます。</p>	<p>【事務局】 ・平成14年度以降は、BOD値が環境基準を下回っており、水質は改善されている。</p>	<p>○千曲川の水質は、平成2年度を境として悪化した後、大きく変動を繰り返しています。これは、千曲川に流入する河川の水質悪化による影響によるものと考えられ、特に、市街地を流れる中小河川等の水質汚濁は、千曲川の水質汚濁の原因にもなっていると考えられます。 (委員)「市街地」とは市内の市街地のことか。そうだとすればまだ汚れているということか。 (事務局)この「市街地」は市内市街地のこと。BOD値が高い。</p>

⑥ 市民環境課	○集落や山間地を流れる河川は、市街地を流れる河川ほど水質汚濁は進んでいないものの、その年の気象状況などにより、大きく変動する傾向も見られます。		○集落や山間地を流れる河川は、市街地を流れる河川ほど水質汚濁は進んでいないものの、その年の気象状況などにより、大きく変動する傾向も見られます。
------------	---	--	---

2-2 生活排水

(1) 雑排水対策

	現行計画記載	委員から出された計画策定以降の変化、考慮すべき事項等	新計画原案(各担当課作成)
① 市民環境課	○現在市内では、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントが順次供用を開始しており、これらの区域以外では合併処理浄化槽の設置を促進して、水洗化や家庭雑排水対策を進めています。	【事務局】 ・生活排水適正処理率(し尿・生活雑排水を公共下水道等で処理して排水している割合) 平成12年…50.7% 平成22年…85.3%	○現在市内では、公共下水道、農業集落排水施設等 コミュニティ・プラントが順次供用を開始しており の整備が進められ、これらの区域以外では合併処理浄化槽の設置を促進して、水洗化や家庭雑排水対策を進めています。 (事務局)10年前と比べ、下水処理は大きく進み状況が変わっている。そのため、過去の詳細な記述は削除させていただいた。
② 市民環境課	○工場・事業所からの排水は、法律や条例により規制されていますが、家庭から出る雑排水については規制がないことから、生活様式の向上に伴って河川や農業用水の水質汚濁を招く原因ともなります。		(削除)

③ 市民 環境 課	○下水道事業は多くの時間と費用を必要とすることから、整備・供用が開始されるまでの当面の措置として、各家庭では雑排水を簡易処理浄化槽等で浄化して排水することが大切です。		(削除)
④ 市民 環境 課	○このため、市では家庭雑排水簡易浄化施設設置補助金交付要綱を定めて、家庭雑排水の適正処理の推進を図っています。	【事務局】 ・同補助金は廃止されている	(削除)

(2) し尿処理

	現行計画記載	委員から出された計画策定以降の変化、考慮すべき事項等	新計画原案(各担当課作成)
① 市民 環境 課	○し尿は、公共下水道等によって雑排水と合わせて処理するのが理想ですが、つなぎ込みがまだ低いことから、多くの家庭ではくみ取りやし尿浄化槽に頼らざるを得ない状況にあります。	【事務局】 ・公共下水道等供用開始区域内接続率 平成12年…63.8% 平成22年…87.6%	(削除)

② 上下 水道課	○市では、平成元年度に市内全域を公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント又は合併処理浄化槽のいずれかで水洗化を図るために、「下水道整備構想エリアマップ」を策定して事業を推進し、平成11年度に見直しを行って各地区の水洗化計画を決定しています。		(検討中)
③ 上下 水道課	○市では、下水道整備構想エリアマップの浄化槽整備地区を対象に、平成3年度から小型合併処理浄化槽の設置者に対して補助金の交付を行っていますが、過疎・高齢化世帯が多いため、設置世帯の増加が見込めない状況にあります。		(検討中)
④ 市民 環境課	○し尿処理施設である岳北衛生センターが老朽化に伴い更新され、平成12年4月から「グリーンパークみゆき野」として新施設が稼動しましたが、処理能力が大幅に減少したことから、水洗化のための整備推進及び計画収集の推進など、し尿の収集体制の見直しが必要になっています。		(検討中)
⑤ 市民 環境課	○し尿のくみ取り量は、平成3年度をピークに年々減少しており、平成12年度のくみ取り量は11,117kl、浄化槽汚泥は1,118klでした。	【事務局】 ・平成22年度 し尿汲み取り量 2,264kl 浄化槽汚泥 554kl	○し尿のくみ取り量は、平成3年度をピークに年々減少しており、平成22年度のくみ取り量は2,264kl、浄化槽汚泥は554klでした。

			(委員) 汲み取り量を「キロリットル」で出しているが、割合で出したほうがわかりやすいのでは。 (事務局) 過去との比較がわかるよう、増減割合も併記する。
--	--	--	---

2-3 公害防止

(1) 大気汚染の状況

	現行計画記載	委員から出された計画策定以降の変化、考慮すべき事項等	新計画原案(各担当課作成)
① 市民環境課	○大気汚染物質には、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等があります。これらの大部分は、工場、事業所等の活動に伴い排出されるばい煙や自動車排出ガスなどから発生し、大気中の濃度が高くなると人の健康や生活環境に被害をもたらす場合があります。	(委員) 光化学オキシダントは県条例で、警報発令で工場を止めるとかそういう決まりがある。原因は外国からの影響というのが実際のところ。数年前に県条例ができて、操業ストップすることなどは記載してはどうか。	○大気汚染物質には、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等があります。これらは、工場、事業所等の活動に伴い排出されるばい煙や自動車排出ガスなどから発生し、大気中の濃度が高くなると人の健康や生活環境に被害をもたらす場合があります。 発生源は国内のみではなく、偏西風とともに流れてくる諸外国からの汚染物質も大きな原因と考えられています。 (事務局) 外国からの影響についても追加している。
② 市民環境課	○県では、一般環境大気測定局20局、道路周辺大気測定局5局を設け、常時監視を行っています。本市周辺では北信保健所中野支所に一般環境大気測定局が設けられており、平成12年度の測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに環境基準以内でした。		○県では、一般環境大気測定局 19局 、 自動車排出ガス測定局7局 を設け、常時監視を行っています。本市周辺では 中野市 に一般環境大気測定局が設けられており、平成 21 年度の測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに環境基準以内でした。

<p>③ 市民環境課</p>	<p>○酸性雨については、県の各測定局の年平均値はpH4.6～5.0 の範囲であり、12 年度は11年度と比較するとほとんどの地点でpH が低下しています。</p>	<p>・酸性雨については、県の各測定局の平成21年度平均値はpH4.4～6.9 の範囲で、県内でも酸性雨が観測されている。 (事務局)県の環境白書などを見ると酸性雨の傾向が強い。市でも調査必要か。 (委員)酸性雨も外国からの影響が強いと思う。県の調査が行われていれば、公害の調査という意味からすれば、市で独自調査を行わなくても、県数値などから類推可能かもしれない。教育として児童・生徒が調査するというのは良いこと。 (委員)現状を知る、という意味の調査は必要。 (事務局)県などにも聞いて検討したい。また農業関係機関で調査などやっているところがないか確認したい。 (委員)仮に酸性雨の計測を行うとすれば、その対策として何かをしていくようにしないと意味がないのでは。</p>	<p>○酸性雨については、長野県内5地点において1か月ごと降水のpH等について調査が行われています。平成21年度の平均pHは4.4から6.9の範囲となっており、県内でも酸性雨が観測されています。 (委員)改善されているということか。 (事務局)改善しているとはいえない。 (委員)確かに悪いほうの数値は変化が見られない。</p>
<p>④ 市民環境課</p>	<p>○本市では、必要に応じ県の大気環境測定車を導入し、測定を行っていますが、今までのところ環境基準を超えた場所はありませんでした。</p>	<p>・市では酸性雨調査は行っていない。</p>	<p>(削除)</p>

⑤ 市民環境課	○近年、大気汚染として苦情があるのは、ごみの焼却に伴うものがほとんどです。		○近年、大気汚染として苦情があるのは、ごみの野焼き等に伴うものがほとんどです。 (委員)野焼きの定義についても記載あったほうがよいのでは。 (事務局)野焼きは原則禁止だが、農業で行うわら等の焼却など例外もあるので、わかるように記載したい。
---------	---------------------------------------	--	---

(2) 騒音・振動の状況

	現行計画記載	委員から出された計画策定以降の変化、考慮すべき事項等	新計画原案(各担当課作成)
① 市民環境課	○本市は、昭和48年に騒音規制法に基づく地域指定を、昭和57年に長野県の公害の防止に関する条例の規定による深夜営業騒音に関する地域指定を、昭和61年に騒音に関わる環境基準の類型指定を受けています。		(現行計画どおり変更なし)
② 市民環境課	○騒音規制法に基づく特定事業場は市内に18か所あり、必要に応じて騒音測定を実施し、改善指導等を行っています。		(現行計画どおり変更なし)

③ 市民環境課	○交通騒音については国道117号線を中心に、関連する主要地方道を含め騒音測定調査を行っています。近年は、高速道路や国道117号バイパスの整備等による自動車交通量の増大や輸送車両の大型化に伴い、通騒音及び振動に関する苦情が出ています。		○交通騒音については国道117号線を中心に、関連する主要地方道を含め騒音測定調査を行っています。国道117号を中心に自動車交通量の増大や輸送車両が大型化していることに伴い、交通騒音及び振動に関する 監視や調査を継続して行っていくことが重要となります。
④ 市民環境課	○一般生活に伴うカラオケ、ピアノ、ペットの鳴き声などの生活騒音である近隣・生活環境型の苦情も増えています。		○一般生活に伴うカラオケ、ピアノ、ペットの鳴き声、 ボイラ などの生活騒音に関する近隣・生活環境型の苦情も増えています。
⑤ 市民環境課	○北陸新幹線の整備に伴い、新たに、沿線区域の新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定が平成14年2月に行われました。		○北陸新幹線の整備に伴い、新たに、沿線区域の新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定が平成14年2月に行われました。 新幹線の開通に伴い、鉄道騒音や関連施設からの機械等による騒音も監視を行っていく必要があります。
⑥ 市民環境課	○振動については、騒音と同様に工場や自動車交通に伴って発生するものがほとんどであり、昭和62年に振動規制法に基づく地域指定を受けています。		○振動については、騒音と同様に工場や自動車交通に伴って発生するものがほとんどであり、昭和62年に振動規制法に基づく地域指定を受けています。

(3) 悪臭の状況

	現行計画記載	委員から出された計画策定以降の変化、考慮すべき事項等	新計画原案(各担当課作成)
① 市民環境課	○悪臭は感覚公害といわれ、人の感覚に直接知覚されるものであり、個人差が大きいものです。本市は昭和50年に悪臭防止法に基づく規制地域の指定を受けています。		○悪臭は感覚公害といわれ、人の感覚に直接知覚されるものであり、個人差が大きいものです。本市は昭和50年に悪臭防止法に基づく規制地域の指定を受けています。
② 市民環境課	○近年は、ごみの野焼き等から発生する臭いや市内の堆肥製造施設から発生する臭気に対する苦情が増加しています。	(委員)堆肥センターの悪臭については、地元住民は長年苦しめられてきており、今年の区長会でも反対の立場を取っている。試験運転が始まるという話も聞くが、臭気指数などを設け、超過したら許可しないようにしてほしい。 (事務局)今までは協定を結ぶだけで、厳しい規制はかかっている状態だったが、許可をする県では、規制数値を設けて対応していく予定でいる。ただ基本計画の中に謳うというわけにはいかない。計画の中にもあまり厳しい要件を盛り込んでしまうと、他の方の活動にも影響が及ぶことがあり、難しい。対策は総合的に検討し、案を示していくので審議会で意見をいただくようお願いしたい。	○近年は、ごみの野焼き等から発生する臭いや市内の堆肥製造施設から発生する臭気に対する苦情が増加しています。 (今後の経過を踏まえ記載する) (事務局)現在、堆肥センター問題について動きがあり、方向性が決まり次第、検討する。

(4) 特定施設等の届出状況

	現行計画記載	委員から出された計画策定以降の変化、考慮すべき事項等	新計画原案(各担当課作成)
① 市民環境課	<p>本市における工場・事業所等の水質、騒音及び大気の関係法令に基づく特定施設等の届出状況は、次のとおりとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に基づく特定事業場数 335 ・大気汚染防止法に基づく特定施設数 65 ・騒音規制法に基づく特定施設数 68 (工場数18) ・公害の防止に関する条例(長野県)に基づく特定事業場数 水質関係 4 粉じん関係 17 		<p>本市における工場・事業所等の水質、騒音及び大気の関係法令に基づく特定施設等の届出状況は、次のとおりとなっています。</p> <p>(※下記施設数は調査中)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に基づく特定事業場数 335 ・大気汚染防止法に基づく特定施設数 65 ・騒音規制法に基づく特定施設数 68 (工場数18) ・公害の防止に関する条例(長野県)に基づく特定事業場数 水質関係 4 粉じん関係 17

(5) 公害苦情の状況

	現行計画記載	委員から出された計画策定以降の変化、考慮すべき事項等	新計画原案(各担当課作成)
① 市民環境課	<p>○近年の公害苦情としては、ダイオキシン類に対する住民意識の高まりを反映して、ごみの野焼き等に係る大気汚染・悪臭に対する苦情が急増しています。また、かつては多かった水質汚濁に対する苦情は減少傾向でしたが、12年度は灯油等の流出事故が多発し、苦情も増加しました。</p> <p>悪臭に対する苦情は、毎年ほぼコンスタントに寄せられていますが、ほとんどが木島地区の堆肥製造施設から発生する臭気に関するものとなっています。</p>	<p>(委員)内容が古いので全面更新を。</p>	<p>○近年の公害苦情としては、ダイオキシン類に対する住民意識の高まりを反映して、ごみの野焼き等に係る大気汚染・悪臭に対する苦情が急増しています。また、かつては多かった水質汚濁に対する苦情は減少傾向でしたが、12年度は灯油等の流出事故が多発し、苦情も増加しました。</p> <p>悪臭に対する苦情は、毎年ほぼコンスタントに寄せられていますが、ほとんどが木島地区の堆肥製造施設から発生する臭気に関するものとなっています。</p>

<p>② 市民環境課</p>	<p>○平成12年度における公害苦情の内訳は、水質汚濁(38%)、大気汚染(36%)、悪臭(14%)、騒音(6%)の順となっています。</p>		<p>○平成22年度における公害苦情の内訳は、水質汚濁(65%)、大気汚染(29%)、騒音(6%)の順となっています。</p> <p>(委員)H12とH22で大きく水質汚濁の割合が上がっているが、どうなのか。</p> <p>(事務局)H12より公害件数自体が減少しているが、水質汚濁件数は以前多いので、割合として水質汚濁が増える結果となった。</p> <p>わかりにくいので、件数も併記し、相談件数が0だった悪臭も「0件」として記載したい。</p>
----------------	---	--	--

2-4 水道

	<p>現行計画記載</p>	<p>委員から出された計画策定以降の変化、考慮すべき事項等</p>	<p>新計画原案(各担当課作成)</p>
<p>① 上下水道課</p>	<p>○本市の上水道は、千曲川の表流水、木島地区の吉・其綿の湧水と地下水を水源として市内人口の約7割に供給されています。</p>	<p>【事務局】</p> <p>・千曲川の表流水は、現在は上水道水源として利用していない。</p>	<p>○本市の上水道水源は100%地下水及び湧水です。</p>

<p>② 上下 水道 課</p>	<p>○また、簡易水道は、市営が10施設、地元経営が6施設あり、その他飲料供給施設が13、簡易給水施設が4あります。</p>		<p>○また、簡易水道は、市営が12施設、地元経営が1施設であり、その他飲料供給施設が5、地元経営水道が14あります。</p>
<p>③ 上下 水道 課</p>	<p>○上水道の水源は、千曲川に60%以上頼っていますが、安全でおいしい水を供給するため水源を地下水等に切り替えるべく、現在、第9次拡張計画に基づき事業を進めています。</p>	<p>【事務局】 ・千曲川の表流水は、現在は上水道水源として利用していない。</p>	<p>(削除)</p>

2-5 有害化学物質

(1) フロンの回収

	現行計画記載	委員から出された計画策定以降の変化、考慮すべき事項等	新計画原案(各担当課作成)
① 市民環境課	<p>○近年、オゾンホール拡大とその主原因であるフロン※の排出抑制は、地球規模での大きな問題となってきています。国においては、特定フロンの生産全廃や規制の対策を進めているほか、各企業や自治体でもフロンの回収を推進しています。</p>		<p>○1980年代から問題となっているオゾン層の減少は依然続いており、極端にオゾンの量が少ない「オゾンホール」は縮小の兆しが見られていません。オゾン層破壊の原因物質であるフロンについて、日本では、特定フロンの生産全廃や規制の対策を進めているほか、「家電リサイクル法」(平成13年施行)や自動車リサイクル法(平成17年完全施行)により、家庭や業務用の冷凍・冷蔵庫、エアコン、カーエアコンなどに入っているフロン類の回収・破壊が進められています。</p> <p>(事務局)最後のほうに「フロン類の回収・破壊」とあるが、「破壊」という言葉が誤解を招きやすいので表現を修正する。</p>
② 市民環境課	<p>○本市では、平成8年度から12年度までクリーンセンターへ直接搬入される冷蔵庫を対象に、フロン(CFC-12)の回収を行ってきました。</p>	<p>【事務局】 ・家電リサイクル法施行に伴い、現在エコパーク寒川では冷蔵庫の回収は行っていません。</p>	<p>(削除)</p>

(2)ダイオキシン類対策

	現行計画記載	委員から出された計画策定以降の変化、考慮すべき事項等	新計画原案(各担当課作成)
①市民環境課	○ダイオキシン類は、ものの燃焼等の過程で副産物として生成される有機塩素化合物であり、微量でも毒性が強い上、分解されにくく体内に蓄積されると様々な障害を起こすといわれています。		○ダイオキシン類は、ものの燃焼等の過程で副産物として生成される有機塩素化合物であり、微量でも毒性が強い上、分解されにくく体内に蓄積されると様々な障害を起こすといわれています。
②市民環境課	○日本におけるダイオキシン類の発生源の約8割は、一般ごみの焼却が原因といわれていることから、岳北クリーンセンターにおいては焼却の際の作業方法を改善し、ダイオキシン類の発生を最小限に抑制するように努めています。		○日本におけるダイオキシン類の発生源の約8割は、一般ごみの焼却が原因といわれています。 このことから、平成21年に稼動したごみ焼却施設「エコパーク寒川」は焼却の際にほとんどダイオキシン類が発生しない設計となっているほか、定期的に有害物質の測定を行い、大気汚染が発生しないよう管理されています。
③市民環境課	○市では、家庭用の焼却炉によるごみ焼却からの発生防止を図るため、平成10年から家庭用簡易焼却炉の無償回収を年2回ずつ期間を定めて行っています。	【事務局】 ・現在は回収していない。	(削除)

<p>④ 市民環境課</p>	<p>○岳北クリーンセンターの焼却炉は、稼働後15年を経過し、老朽化が目立っていることから、長野県ごみ処理広域化計画に基づく広域処理体制の確立やその処理方針を定めていく必要があります。</p>	<p>【事務局】 ・平成21年4月、エコパーク寒川稼働。</p>	<p>(削除)</p>
<p>⑤ 市民環境課</p>	<p>○ダイオキシン類対策特別措置法が平成12年1月から施行され、一般環境中の基準が定められたことに伴い、市では12年8月と13年2月に一般環境中の大気、土壌及び水質の調査を実施しましたが、いずれも環境基準を下回っていました。</p>	<p>【事務局】 ・ダイオキシン類濃度の調査は、平成15年度まで環境基準を大きく下回る年が続き、現在市では行っていない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>⑥ 市民環境課</p>	<p>○市内には、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県へ届出が必要とされている焼却能力50kg/時間以上又は火床面積0.5㎡以上の廃棄物焼却炉が岳北クリーンセンターを含め5施設あります。</p>	<p>【事務局】 ・県へ届出されている焼却炉数は4施設</p>	<p>○ダイオキシン類対策特別措置法により、焼却能力50kg/時間以上又は火床面積0.5㎡以上の廃棄物焼却炉に基づき、県へ届出が必要とされている岳北クリーンセンターを含め4施設あります。</p>

(3) 放射能汚染による被害防止対策

	現行計画記載	委員から出された計画策定以降の変化、考慮すべき事項等	新計画原案(各担当課作成)
① 市民環境課			<p>(事務局)ここから新規で放射能問題についての記載を追加した。</p> <p>資料では2-5「有害科学物質」の(3)となっているが、2-6という項目を新たに作ることにする。</p> <p>○平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、福島県にある原子力発電所が大規模な津波に襲われ運転が停止し、放射性物質が空気中へ放出される事故が発生しました。この事故により、発電所がある福島県だけでなく、日本国内の広範囲で放射性物質が検出される事態となりました。</p>

① 市民環境課			○市内で平成23年8月に行った環境放射線量の測定では、1 μ Sv以下の健康に影響のない数値となりましたが、事態の収束には数十年かかるとも言われており、今後も継続的に計測を行っていくとともに、土壌や農産物の汚染への対策も行っていく必要があります。
---------	--	--	---

			<p>○飯山市から直線距離で60km以内にある新潟県柏崎市にも原子力発電所があり、今後、万が一事故が発生した場合の対応等についても、準備をしておく必要があります。</p> <p>(委員)原発事故に対し準備することも大切かもしれないが、発電所自体がなければこうした問題も発生しないので、市として原発自体の停止なども要望したりはしないのか。</p> <p>(事務局)環境基本計画の内容とは少し外れてしまうので、触れないこととしたい。</p> <p>(委員)この場でなくても、そういったことを市として議論していく必要があると思う。</p> <p>(委員)「土壌や農産物の汚染への対策」とあるが、対策は可能か。</p> <p>(事務局)対策という部分は、計測を想定しているので、表現を変える。</p> <p>(委員)継続的に計測するとあるが、現状、飯山市で測定したものは公表しているか。</p> <p>(事務局)県で計測したデータなど、計測数値はホームページ・市報で現状お知らせしている。</p> <p>今後、継続的に公表するようになれば、ホームページや市報、活性化センターでの計時等わかりやすい方法を検討する。</p>
--	--	--	--

2-6 雪とのかかわり

	現行計画記載	委員から出された計画策定以降の変化、考慮すべき事項等	新計画原案(各担当課作成)
① 企画 財政 課	○本市は、1年のうち約3分の1の期間が雪に覆われているため、道路交通の確保や日常生活での雪処理の軽減など、雪を克服し、冬期間も夏場と同様な快適な市民生活の維持を図ることが永年の課題となっています。		(原稿計画通り変更なし) (委員)雪に対するマイナス面が多く記載してあるが、近年は雪を楽しむことなど雪を活用する試みも多く行われているようなので、プラス面も記載したほうが良いのでは。 (事務局)事例も交え、利雪・遊雪など雪の活用についてボリュームを増やすよう検討する。
② 企画 財政 課	○多量の降雪や積雪は、交通機能を麻痺させるだけでなく、産業の発展や人口動態にも影響を及ぼし、また、雪崩等の災害、屋根の雪下ろし時の事故や家屋等の損傷など、人命、財産に被害を与えます。このため、本市において雪対策は避けて通ることのできない重要な課題です。		(原稿計画通り変更なし)

③ 企画 財政 課	○このため、雪に強い幹線道路や除雪体制、除雪機械、消雪パイプの整備、屋根雪対策として融雪・耐雪型の克雪住宅の普及など、様々な克雪対策を推進しています。		(原稿計画通り変更なし)
④ 企画 財政 課	○また、市民と行政が協力して秩序ある道路等の除・排雪を行うことを目的として昭和55年10月に「冬のくらしを明るくする条例」を制定するとともに、昭和62年には「克雪都市宣言」を行っています。		(原稿計画通り変更なし)
⑤ 企画 財政 課	○一方、雪は、飯山らしさとして定着しており、スキー観光、雪まつりなどの親雪・利雪は、冬季の本市を特徴づけるものとなっています。		(原稿計画通り変更なし)
⑥ 企画 財政 課	○雪を環境資源としてとらえると、地下水のかん養源であり、「おいしい水道水」の源でもあります。また、厳しい冬を生きぬくための先人の生活の知恵は、雪国ならではの文化や産業を築きあげてきました。 雪国ならではの生活の知恵、暮らし方をもう一度見つめ直し、雪と調和した都市を創造するという視点を根本に据えた雪対策が必要となっています。		(原稿計画通り変更なし)

<p>⑦ 道路 河川 課</p>	<p>○なお、道路凍結により発生するスリップ事故等を防止するため散布される凍結防止剤については、散布周辺農地や水源への影響、コンクリートの腐食等の問題にも注意していく必要があります。</p>		<p>なお、道路凍結による事故防止を図るため、凍結防止剤の散布を行っていますが、気象状況又は生活環境の変化に応じて、散布を行う沿道の農地や、水源への影響、コンクリート構造物の腐食化等の問題にも注視していく必要があります。</p>
------------------------------	---	--	--

「第2節 生活環境」で追加したほうがよい項目など

(委員)放射線量についてのモニタリング値の市民への公表が必要と思われる。(水環境、土壌、大気、雪)

(委員)市民が、どこを見れば測定値を知ることができるか、という表記も必要。